

【規定改定】新旧対比表（2026 年 11 月 30 日（月）改定）

条項	現状	本件後（新設）
第 19 条 取扱い終了	—	<p>19. 取扱い終了</p> <p>(1) 当行は、3 か月以上前に通知することにより、預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>(2) (1) の解約は、事前に通知した 6 か月以内の期間（以下「解約手続期間」という。）内で当行が任意に定める日（以下「解約日」という。）に効力が生じるものとします。また、この場合、(1) の通知は、解約手続期間の開始日の 3 か月以上前に通知することとし、解約日後に、預金者に対して解約日などを通知することとします。</p> <p>(3) (2) に基づく解約をする場合、当行は、解約手続期間の開始日以後解約日までの間、預金者からの預金口座の預入れまたは払戻しに応じないこととします。ただし、預金者がこの預金口座を解約することおよびそれに伴う払戻しについてはこの限りではありません。</p> <p>(4) (2) の通知が延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなし、当該預金口座を解約する旨の意思表示があったものとします。</p> <p>(5) この預金口座は、当行がこの預金口座について解約手続を完了した日に解約され、これによりこの預金に係る契約は終了するものとします。</p> <p>(6) (5) によりこの預金口座が解約され、残高がある場合には、当行は、当行所定の方法により、預金者が当行に保有する他の預金口座に、残高および利息等相当額（この利息相当額は、7. (2) に基づいて計算されます。）を入金するものとします。なお、預金口座を保有していない場合には、窓口にて当行所定の払戻し手続が必要となります。</p>